

議案第50号

愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、愛西市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、必要な事項を条例で定める必要があるからである。

愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛西市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、愛西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号。

以下「情報公開条例」という。）第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。

(2) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会においては、会長が議長となる。
- 3 審査会は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下

「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正

当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(愛西市情報公開条例の一部改正)

- 2 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「愛西市情報公開審査会」を「愛西市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第19条から第26条までを削り、第27条を第19条とし、第28条から第31条までを8条ずつ繰り上げる。

(愛西市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の愛西市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第19条の規定により置かれた愛西市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、審査会により行われた調査審議とみなす。

4 施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第19条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

（愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

6 愛西市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）第20条第4項」を「愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年愛西市条例第 号）第8条第4項」に改める。